

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第82号

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

京都市国際交流会館条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「京都市国際交流会館利用許可申請書（第1号様式）」を「条例第3条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が市長の承認を得て定める申請書」に改め、「条例第3条第1項に規定する」及び「（以下「指定管理者」という。）」を削り、同条第1号を次のように改める。

(1) 指定管理者が市長の承認を得て定める附属設備の利用に係る明細書（附属設備を利用しようとする場合に限る。）

第5条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 災害その他の不可抗力により利用することができなくなった場合 2分の1に相当する額

別表舞台設備の項中「4, 320」を「4, 400」に、「2, 360」を「2, 400」に、「1, 740」を「1, 780」に、「1, 330」を「1, 360」に、「820」を「830」に、「720」を「730」に、「510」を「520」に、「1, 440」を「1, 460」に、「8, 530」を「8, 690」に、「5, 140」を「5, 230」に改め、同表音響設備の項中「1, 440」を「1, 460」に、「1, 330」を「1, 360」に、「1, 020」を「1, 040」に、「2, 570」を「2, 610」に、「1, 230」を「1, 250」に、「820」を「830」に改め、同表映写設備の項中「8, 220」を「8, 380」に、「2, 880」を「2, 930」に、「1640」を「1, 670」に、「2, 570」を「2, 610」に、「3, 900」を「3, 980」に、「2, 980」を「3, 030」に改め、同表照明設備の項中「510」を「520」に、「3, 800」を「3, 870」に、「1, 540」を「1, 570」に、「3, 700」を「3, 770」に、「8, 530」を「8, 690」に、「2, 570」を「2, 610」に改め、同表楽器の項中「21, 390」を「21, 790」に、「6, 990」を「7, 120」に改める。

第1号様式及び第2号様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 この規則の公布の日

(2) 第1条及び第5条の改正規定並びに第1号様式及び第2号様式を削る改正規定 平成31年4月1日

(3) 別表の改正規定及び附則第3項の規定 平成31年10月1日

(準備行為)

2 前項第3号に掲げる規定による改正後の京都市国際交流会館条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による付属設備の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、同号に掲げる規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の規則の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(総合企画局国際化推進室)